

総量規制基準(原案)について

1 総量規制基準の設定の概要

総量規制基準は1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の法で定める工場・事業場に対し適用され、その基準値は、各工程の業種及びその他の区分ごとに設定されたC値と特定排出水の届出最大水量(Q)の積により算出される負荷量の総和(L[kg])により、1日当たりの許容排出負荷量として表される。

$$L = \sum (C \cdot Q \times 10^{-3})$$

L : 当該事業場の総量規制基準値 (kg/日)

C : 業種区分ごとに設定する値 (mg/L)

Q : 当該事業場の業種区分ごとの特定排出水(排出水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。)の量 (m³/日)

C値については、さらに、工場・事業場が設置された時期や特定排出水が増加した時期により分類し、区分され、処理技術の水準等を踏まえ、国により、その範囲が示されている。

それぞれのC値の設定に当たっては、都府県が地域の状況等を踏まえ、国の示した範囲内で設定することとなっている。

2 総量規制基準(原案)の検討

第7次総量規制基準について、中央環境審議会答申では「在り方答申では、指定地域内事業場に係る汚濁負荷量に関しては、6次にわたる総量規制基準の適用によりかなりの削減が図られてきており、こうした実績を踏まえ、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされている。今回の見直しはこうした考え方にに基づき、現状よりも悪化させないなどの趣旨で行うものである。」とされ、業種等の区分や時期区分は変更しないとしている。総量規制基準の設定については、このことに十分留意するとともに、以下の基本的な方針に基づき、第6次までの総量規制基準の設定状況や府域における排出及び処理の実態等を勘案して、総量規制基準(原案)を設定することとした。

(1) 業種等の区分の基本的考え方

第6次総量規制基準では、国においては、215の業種が定められ、その215業種について、基準の適用対象となった時期等によりさらに区分し、C値の範囲を告示している。大阪府では、特定業種について排水量ランクで区分を分けるなど、府域における排出実態を考慮して、さらに細分化を行い、C値を告示し

ている。

6 次総量規制基準における業種等の区分数

	COD	窒素含有量	りん含有量
環境省告示	261	268	234
大阪府告示	281	280	245

今回の総量規制基準の改定にあたっては、環境省告示における業種等の区分が一部の備考を除き変更されていないこと、また、大阪府域における排出実態等を踏まえ、細分化をすることでより効果的な削減を図れていることから、大阪府独自の区分を引き続き採用することとした。

(2) C値設定の基本的考え方

- 新・増設に係るC等の値(C_i, C_j)については、新たな処理施設の導入が可能であること等から、原則として、C等の値の範囲内の下限値を採用する。
ただし、府域の工場等の処理技術の水準などからみて、下限値の設定が特に困難な場合にあっては、技術水準等を考慮してC等の値を設定する。
- 既設事業場に係るC等の値(C_o)については、C等の値の範囲の上限値あるいは下限値の引下げ状況を勘案し、更に、現状の水質、処理方法、許容排出量(L値)の適合状況等を考慮して、その見直しを行う。特に長年にわたり負荷量が低減していない業種について、~~C等の値の強化に向け、より詳細な見直しを行う。~~
- 現在府域にない業種及び著しく負荷量の小さな業種については、原則として、C等の値の範囲内の下限値を採用する。

具体的な検討作業は、以下の手順に沿って行った。

資料 1-3-1、1-3-2 から構成

3 総量規制基準(原案)

第7次水質総量規制における総量規制基準(原案)は、次のとおりである。なお、C値の見直しの概要について表3に示す。

表3 C値見直しの概要

		COD			窒素		りん	
		Co	Ci	Cj	Co	Ci	Co	Ci
第6次で既に範囲の下限值		241	263	266	237	264	213	241
上記 以外	第6次C値から強化 (うち下限値まで強化)	18 (14)	8 (7)	8 (7)	15 (11)	5 (5)	9 (4)	2 (2)
	第6次C値を据置き	22	10	7	28	11	23	2
合 計 (うち下限値を採用)		281 (255)	281 (270)	281 (274)	280 (248)	280 (269)	245 (217)	245 (243)
業種区分の追加		0	0	0	1	1	1	1

化学的酸素要求量等に係る総量規制基準(案)

1 総量規制基準の算式

第7次総量規制における総量規制基準の算式は、第6次規制と同様、次のとおりとなっている。

$$\text{COD} \quad L_c \text{ (kg/日)} = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n \text{ (kg/日)} = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p \text{ (kg/日)} = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Qは次表の時期区分別の水量 (m³/日)

Cは次表の時期区分ごとに、環境大臣が定める「業種等の区分」ごとの濃度の範囲(「C値の範囲」)内において都府県知事が定める値(濃度: mg/L)

時期区分別水量	項目	COD	窒素	りん
S55.7.1	この期間の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
H3.7.1	この期間に増加した水量	Q _{ci}		
H14.10.1	この期間に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
	この期間に増加した水量			

2 C値(案)

化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)は別表1～3のとおりとする。

3 基準の適用

新増設により増加する特定排水については、平成24年●月から、既設の特定排水については、平成26年4月から適用する予定である。